

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	85
○土地改良区の解散による清算人の就任の届出……………	(農業施設管理課)	85
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	86
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	86
○森林法による通知に代える公示(2件)……………	(治山課)	86
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	87
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	87
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(維持管理防災課)	88

告 示

北海道告示第337号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、知内土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成26. 4. 8	理 事	森 永 勉	上磯郡知内町字森越44番地
同	同	同	手 塚 守	知内町字元町74番地
同	同	同	野 口 健 一	知内町字上雷48番地
同	同	同	笠 松 彰	知内町字重内33番地330
同	同	同	歸 山 一 美	知内町字上雷30番地
同	同	同	寺 尾 正 弘	知内町字重内33番地142
同	同	同	大 嶋 貢	知内町字重内65番地
同	同	同	吉 田 峰 一	知内町字重内74番地
同	同	同	吉 田 成 三	知内町字森越90番地 8

同	同	監 事	伊 藤 勝 夫 同	知内町字重内66番地
同	同	同	中 村 修 司 同	知内町字上雷108番地
同	同	同	脇 本 昌 樹 同	知内町字元町45番地29
退 任	同 26. 4. 7	理 事	森 永 勉 同	知内町字森越44番地
同	同	同	中 村 敏 雄 同	知内町字森越102番地
同	同	同	辻 田 恵 一 同	知内町字重内66番地310
同	同	同	手 塚 守 同	知内町字元町74番地
同	同	同	野 口 健 一 同	知内町字上雷48番地
同	同	同	歸 山 一 美 同	知内町字上雷30番地
同	同	同	寺 尾 正 弘 同	知内町字重内33番地142
同	同	監 事	伊 藤 勝 夫 同	知内町字重内66番地
同	同	同	中 村 修 司 同	知内町字上雷108番地
同	同	同	脇 本 昌 樹 同	知内町字元町45番地29

北海道告示第338号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項の規定において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人清水町土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	氏 名	住 所
平成26. 3. 31	金 田 正 樹	上川郡清水町北2条西6丁目4番地2
同	竹 中 勝	清水町字旭山168番地
同	佐 藤 榮	清水町字上然別西26線9番地6
同	山 田 均	清水町字羽帯南6線85番地
同	若 原 義 雄	清水町字熊牛41番地
同	下 山 政 市	清水町字清水第4線44番地
同	青 木 昇	清水町字御影北1線87番地の3
同	田 中 敏 雄	清水町字美蔓西23線105番地
同	武 田 良 民	清水町字人舞2番地
同	宮 下 隆 男	清水町字熊牛70番地5
同	石 川 俊 一	清水町字清水第6線100番地5
同	中 村 勝 則	清水町字御影190番地
同	森 松 三	清水町字下佐幌西1線121番地7

北海道告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成26年4月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
北たどし	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道空知総合振興局
東神楽幹線	農業用排水施設	北海道上川総合振興局

北海道告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森33の1・33の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 霧害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

えりも町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 苫小牧市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第269号
(2) 所在が不明な者 藤田 興一
(3) 掲示場所 島牧村役場
- 2(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第283号
(2) 所在が不明な者 本間 由五郎、中山 満、中山 徳次
(3) 掲示場所 島牧村役場

北海道告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年農林水産省告示第461号
2 所在が不明な者 上野 銀蔵、富江 進一

北海道告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽相生(3)（Ⅰ－1－125－662）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
小樽市相生町5丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽相生(2)（Ⅰ－1－124－661）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市相生町4丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹日司町4（Ⅰ－1－328－865）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町日司町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成富磯2（Ⅱ－2－356－1139）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区富磯（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成富磯3（Ⅰ－2－565－1603）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区富磯（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第347号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名称 一級河川石狩川水系富良野川
 - 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成26年4月22日
 - 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 空知郡中富良野町東町2番6から同2番9まで、同2番11、同2番13、同2番14、同2番16、同2番29、同10番4及び同17番1
 - 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 10,419.79m²
-